

**外国・外資系企業向け立地促進パンフレット企画・制作業務
公募型プロポーザル募集要項**

標記業務の委託候補者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

令和 7 年 3 月 3 日

兵庫県知事 齋藤 元彦

項目	内容	
1 事業目的	兵庫県が有する立地優位性や優遇制度等を紹介したパンフレットを制作し、投資セミナーや産業展示会、経済ミッションの受入等の機会に配布することで、外国・外資系企業の立地促進を図る。	
2 業務内容	別紙仕様書のとおり	
3 委託条件	委託期間	契約締結日から令和7年7月18日（金）まで
	委託料 等	(1) 総額 2,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。 (2) 委託契約の締結にあたっては、兵庫県財務規則第 100 条第 1 項の規定に基づき、契約保証金として、委託料の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付すること。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。 (3) 委託料の支払いは、実績確認に基づく精算払いとする。
4 委託候補者	1 者	
5 スケジュール	公募の開始から契約締結までのスケジュール（予定を含む）は以下のとおりとする。 (1) 公募の開始 令和7年3月 3日（月） (2) 質問書の提出期限 令和7年3月13日（木） (3) 質問への回答 令和7年3月17日（月） (4) 応募図書提出期限 令和7年3月20日（木） (5) 審査委員会（書面） 令和7年3月21日（金） から 令和7年3月28日（金） (6) 結果通知 令和7年4月上旬 (7) 契約締結 令和7年4月中旬	
6 応募資格	応募者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者であること。 また、複数の企業又は団体等での共同による応募の場合は、代表者が申請すること。 (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、適切な業務遂行能力を有すること。 (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。 (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応できること。 (4) 次のいずれかに該当しないこと。 ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者。 イ 応募図書（7 に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者。 ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者。 エ 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者。 オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体。 カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員等の統制の下にある者。	

7 応募方法		様式	書類名	部数
	応募 図 書	様式 1	応募申請書	正 1 部、副 6 部
		様式 2	提案者概要	正 1 部、副 6 部
		任意様式	企画提案書	7 部
		様式 3	業務実施計画書	正 1 部、副 6 部
		様式 4	経費積算見積書	正 1 部、副 6 部
		様式 5	暴力団等の排除に関する誓約書	正 1 部、副 6 部
		任意様式	応募資格を有していることを証明する書類 (1) 法人登記簿謄本（写し） (2) 定款又は寄附行為（写し） (3) 役員名簿 (4) 納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）（写し） ア 消費税及び地方消費税の納税証明書 イ 都道府県税（全税目）の納税証明書（兵庫県に 事務所が所在する場合のみ） (5) 決算書（直近の事業報告書、貸借対照表、損益計算書等） (6) 類似の業務実績 (7) 提案者概要を説明する書類（会社パンフレット等）	各 1 部
	提出方法	持参又は郵送にて「11 事務局」へ提出すること（郵送の場合は必着）。 ※持参の場合は、土日及び祝日を除く平日の 9 時から 17 時まで（12 時 から 13 時を除く）の受付とする。 ※郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るようにすること。		
	注意事項	(1) 応募図書は、片面印刷で作成すること。 (2) 応募図書に使用する文字サイズは、11 ポイント以上とすること。 ただし、注釈はこの限りではない。 (3) 応募図書は、1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出すること。 なお、A 3 サイズで作成した場合は、A 4 サイズに折りたたむこと。 (4) 応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。 (5) 応募図書の著作権は、応募者に帰属するが、審査のため、提出され た応募図書の写しを兵庫県が作成して使用することがある。 (6) 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者へは返却しない。		
8 質問及び回答	質問方法	本プロポーザル等に関する質問は、文書（任意様式）で行うものとし、 電子メールにて「11 事務局」へ提出すること。 なお、電子メールの件名に「外国・外資系企業向け立地促進パンフレ ット企画・制作業務」の文言を記載すること。		
	回答方法	電子メールにより回答する。 ただし、関係者等への確認を要する質問等について、期限までに回答 できない場合は、その旨を連絡する。		
	注意事項	質問又は回答の内容がプロポーザル全体に関わる場合は、ホームペー ジ等に掲載する。 ただし、質問者の具体的な提案内容と密接に関わる場合は、質問者の みに回答する。		

9 審査	審査方法	<p>(1) 事務局が設置する審査委員会において、提出された応募図書を以下の審査基準で書面審査のうえ、審査委員の評価点数が最も高い応募者を委託候補者とする。</p> <p>(2) 審査のため、応募者に対して個別に応募図書の内容の確認、追加書類の提出依頼又はヒアリング等を行うことがある。</p> <p>(3) 応募者が1者の場合も審査を実施するものとし、審査の結果、60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合は、当該事業者を契約候補者とする。</p>		
	審査基準	審査項目	審査内容	配点
		企画構成	企画等の構成やアイデア等は優れた内容となっているか。	40
		業務実績	過去に類似の業務を受注した実績が豊富であるか。	20
		独創性	提案内容に独創性があり、新たな視点からの工夫がある等、他の事業者にはない特徴が認められるか。	20
		実施体制	実施体制及びスケジュールは、安定的に業務を遂行するうえで実現性があるか。	10
	経済性	提案内容を総合的に勘案して、提示された見積額の積算根拠は妥当であるか。	10	
審査結果の通知	審査結果は、事務局から各応募者へ文書で通知する。			
10 留意事項	<p>(1) 応募者の中から業務の委託候補者に決定した者（以下「当選者」という。）は、兵庫県と提案業務の実施方法や内容等について協議及び調整を行う。この協議及び調整において、兵庫県と当選者双方で確認のうえ、提案業務の内容等を修正又は変更することがある。</p> <p>(2) 当選者は、10(1)の協議及び調整をした業務の内容を記載した業務実施計画書を兵庫県へ提出すること。 なお、業務実施にあたっては、業務実施計画書、委託契約書及び仕様書に従うこと。</p> <p>(3) 当選者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、兵庫県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は当選者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。</p> <p>(4) 当選者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。</p> <p>(5) 当選者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うとともに、業務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約終了後もまた同様とする。</p> <p>(6) 本業務の実施にあたっては、令和7年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおりに成立しない場合は、事業内容及び委託料等の大幅な変更や、事業を中止又は廃止する場合がある。</p>			
11 事務局	〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁1号館7階） 兵庫県産業労働部国際局国際課（北村、衣笠） 電話：078-362-3328（内線：79372） FAX：078-362-3961 電子メール：kokusai ka@pref.hyogo.lg.jp			